

平成28年第1回箕面市議会定例会議案
(追加第2号)

第46号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	1
第47号議案	箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく 認定等に係る事務手数料条例制定の件	5
第48号議案	箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正の件	17
第49号議案	箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る 事務手数料条例改正の件	23

第四十六号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「修了した保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

第八十三条各号列記以外の部分中「この款」の下に「及び附則第二十三項」を加え、同条第七号口の表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

第九十八条中「次条及び第一百一条」の下に「並びに附則第二十三項」を加える。

第一百三十三条第三項第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則に次の四項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

21 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第八十四条第二項各号又は第九十九条第二項各号に定める数の合計数が一となるときは、第八十四条第二項又は第九十九条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

22 前項の事情に鑑み、当分の間、第八十四条第二項又は第九十九条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

23 第二十一項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第八十四条第二項又は第九十九条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士

とみなすことができる。

24 前二項の規定を適用するときは、保育士（第八十四条第三項若しくは第九十九条第三項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第八十四条第二項又は第九十九条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八条第二項の改正規定は公布の日から、第八十三条第七号口の表の改正規定は平成二十八年六月一日から施行する。

（提案理由）

国家戦略特別区域限定保育士制度の導入並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十七号議案

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基

づく認定等に係る事務手数料条例制定の件

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基

づく認定等に係る事務手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）に関する事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法、法に基づく政令及び省令の定めるところによる。

(認定等の手数料)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しななければならない。

- 一 法第二十九条第一項の規定による認定の申請及び法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請（次の表の認定に係る評価方法の区分の変更（以下「評価方法の変更」という。）を含むものに限る。）をしようとする者 同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下

欄に定める金額

項		区分	金額
認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法		
一 非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。)をいう。以下同じ。))以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。	登録住宅性能評価機関等が法第三十条第一項第一号に掲げる基準(以下「性能向上基準」という。)に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
		三百平方メートル未満のもの	二〇、〇〇〇円
		三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一〇〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一六〇、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一九〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二四〇、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	三四〇、〇〇〇円
		その他のモデル建物によるもの	一一〇、〇〇〇円
		その他のもの	一八〇、〇〇〇円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円		
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三七〇、〇〇〇円		

		二 一戸建ての 住宅									
その他のもの	登録住宅性能 評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認められたもの	その他のもの									
		一万平方メートル 以上二万五千方 メートル未満のも の	二万五千平方メー トル以上五万平方 メートル未満のも の	五万平方メートル 以上のもの	三百平方メートル 未満のもの	二平方メートル 以上五平方メー トル未満のもの	五平方メートル 以上一平方メー トル未満のもの	二平方メートル 以上五平方メー トル未満のもの	三平方メートル 以上二平方メー トル未満のもの	五平方メートル 以上のもの	二万五千平方メー トル以上五万平方 メートル未満のも の
五〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、二九〇、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	六七〇、〇〇〇円	五二〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円

三 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)										
登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの										
その他のもの										
三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの	三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上のもの
二〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円
			六六〇、〇〇〇円	一、一七〇、〇〇〇円						

		五万平方メートル 以上のもの	二、一五〇、〇〇〇円
--	--	-------------------	------------

備考

一 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）の場合の手数料は、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして一の項の認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ下欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして二の項又は三の項の認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ下欄に定める金額を加算して得た額とする。

二 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者をいう。

イ 非住宅建築物又は複合建築物に係る認定の場合 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下同じ。）

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物調査機関

三 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省

令第一号。以下「消費性能基準省令」という。）第八条第一号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

四 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

二 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出（評価方法の変更を含むものを除く。）については、第四号の金額）のほか、当該申出に係る建築物について箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）第六条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

三 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者 第一号（法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出（評価方法の変更を含むものを除く。）については、次号）及び前号の金額のほか、当該申出に係る建築物について箕面市建築基準法施行条例第六条の三の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

四 法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請（評価方法の変更を含むものを除く。）をしようとする者 変更に係る部分の床面積に〇・五を乗じて得た面積ごとに第一号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

五 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

三 共同住宅等										
その仕様基準 のによるもの										
登録住宅性能 評価機能基準 に適合する 認められた 又は建設住宅 性能書による 消費性能基準 に適合する ことが確認 できるもの										
その仕様基準 のによるもの					その他の					
五千平方メートル 以上一平方メー トル未満のもの	二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のもの	三百平方メートル 以上二千平方メー トル未満のもの	三百平方メートル 未満のもの	五万平方メートル 以上のもの	二万五千平方メー トル以上五万平方 メートル未満のも の	一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のも の	五千平方メートル 以上一平方メー トル未満のもの	二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のもの	三百平方メートル 未満のもの	三百平方メートル 未満のもの
一九〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
									五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

その他のもの									
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの	三百平方メートル未満のもの	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上のもの
三四〇、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	一、〇一〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	六六〇、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	二、一三〇、〇〇〇円

備考

一 第一号の表の備考一、備考二及び備考四の規定は、この表について適用する。

二 この表において「モデル建物法」とは、消費性能基準省令第一条第一項第一号口の基準に適合することを確認することをいう。

三 この表において「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

四 この表において「仕様基準によるもの」とは、消費性能基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分の全てが適合することを確認することをいう。

六 法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十六条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 一通につき二千円

（手数料の徴収制限）

第四条 市長は、災害の復旧その他特に必要と認める事由に該当するとき は、申請者から手数料の全部又は一部を徴収しないものとする ことができる。

（手数料の還付）

第五条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由がある と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、認定等に係る事務の手数料を定めるため、本条例を制定するものである。

第四十八号議案

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正
の件

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百円未満」を「千円未満」に、「二千六百元」を「三千円（当該認定の申請が増築又は改築に係るものにあつては四千元）」に、「六千八百円」を「七千円」に、「一万三千六百元」を「一万四千元（当該認定の申請が増築又は改築に係るものにあつては二万千元）」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分		金額	
	認定の申請	床面積の合計	建築の種別	
一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により法第六条第一項第一号に掲げる基準	二百平方メートル以下のもの	二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	新築	一一、〇〇〇円
			増築又は改築	一七、〇〇〇円
	五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	新築	二四、〇〇〇円
			増築又は改築	三四、〇〇〇円
	五〇〇平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	五〇〇平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	新築	四〇、〇〇〇円
			増築又は改築	五八、〇〇〇円

<p>三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六條第一項の住宅性能評価書（同法第五條第一項の住宅性能評価に係る部分について法第六條</p>	<p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六條第一項の住宅性能評価書（同法第五條第一項の住宅性能評価に係る部分について法第六條第一項の住宅性能評価に係るもの</p>	<p>に適合しているものと認められた住宅に係るもの</p>													
<p>千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの</p>	<p>五百平方メートル以下のもの</p>	<p>千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの</p>	<p>五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p>	<p>二百平方メートルを超えるもの</p>	<p>二百平方メートル以下のもの</p>	<p>一万平方メートルを超えるもの</p>	<p>五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p>	<p>三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p>	<p>千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの</p>						
<p>新築</p>	<p>新築</p>	<p>新築</p>	<p>新築</p>	<p>新築</p>	<p>新築</p>	<p>増築又は改築</p>	<p>新築</p>	<p>増築又は改築</p>	<p>新築</p>	<p>増築又は改築</p>	<p>新築</p>	<p>増築又は改築</p>	<p>新築</p>	<p>増築又は改築</p>	<p>新築</p>
<p>一三三、〇〇〇円</p>	<p>一一〇、〇〇〇円</p>	<p>七四、〇〇〇円</p>	<p>四一、〇〇〇円</p>	<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>五二〇、〇〇〇円</p>	<p>三七八、〇〇〇円</p>	<p>三一四、〇〇〇円</p>	<p>二二五、〇〇〇円</p>	<p>一七五、〇〇〇円</p>	<p>一二五、〇〇〇円</p>	<p>九八、〇〇〇円</p>	<p>七〇、〇〇〇円</p>			

														四		第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限り、が提出された共同住宅等に係るもの					
														その他の住宅に係るもの							
一万平方メートルを超えるもの		五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの		三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの		千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの		五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの		二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの		二百平方メートル以下のもの		一万平方メートルを超えるもの		五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの		三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの			
増築又は改築		増築又は改築		増築又は改築		増築又は改築		増築又は改築		増築又は改築		増築又は改築		新築		新築		新築			
三、六二九、〇〇〇円		一、九六七、〇〇〇円		一、一四二、〇〇〇円		六三五、〇〇〇円		三二五、〇〇〇円		二〇一、〇〇〇円		一一一、〇〇〇円		七四、〇〇〇円		一、一三六、〇〇〇円		六二九、〇〇〇円		三九四、〇〇〇円	
新築		新築		新築		新築		新築		新築		新築		新築		新築		新築			
二、四四六、〇〇〇円		一、三三〇、〇〇〇円		七六八、〇〇〇円		四三〇、〇〇〇円		二一六、〇〇〇円		一三五、〇〇〇円		一、〇〇〇円		一、〇〇〇円		一、〇〇〇円		一、〇〇〇円		一、〇〇〇円	

備考

一 この表において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が住宅以外の部分を含む場合については、認定の申請に係る建築物の床面積の合計とする。

二 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第四項の表を次のように改める。

項	区分		金額
	変更の認定の申請	建築の種別	
一 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合していると認められた住宅に係るもの	新築		三、〇〇〇円
	増築又は改築		四、〇〇〇円
二 その他の住宅に係るもの	新築		一四、〇〇〇円（当該変更が資金計画又は維持保全計画に係る部分のみの場合には、三、〇〇〇円）
	増築又は改築		二一、〇〇〇円（当該変更が資金計画又は維持保全計画に係る部分のみの場合には、四、〇〇〇円）

第三条第五項及び第六項中「二千四百円」を「三千円」に改め、同条第七項中「千八百円」を「二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

増築又は改築を行う既存住宅の長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務の手数料を新たに定めるため、本条例を改正するものである。

第四十九号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定により認定の申請」を「規定による認定の申請及び法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請（次の表の認定に係る評価方法の区分の変更（以下「評価方法の変更」という。）を含むものに限る。）」に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分		金額
	認定の申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	
一 非住宅建築物（住宅人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）以外の用途のみ	登録住宅性能評価機関等が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合すると認められたもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
	三百平方メートル未満のもの		二〇、〇〇〇円
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		四〇、〇〇〇円
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		一〇〇、〇〇〇円

に供する建
築物をい
う。以下同
じ。

その他												
その物の												
モジュールによる												
その他の												
五千平方メートル以上未満のもの	一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	二万平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上未満のもの	一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	二万平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万平方メートル以上未満のもの	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三百平方メートル未満のもの	五千平方メートル以上未満のもの	一万平方メートル以上未満のもの	二万平方メートル以上未満のもの
一六〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五二〇、〇〇〇円	六七〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円

二 一戸建ての 住宅		三 共同住宅等 (共同住 宅、長屋そ の他の一戸 建ての住宅 以外の住宅 をいう。以 下同じ。)	
登録住宅性能 評価機関等が 技術的基準に 適合すると認 めたもの		登録住宅性能 評価機関等が 技術的基準に 適合すると認 めたもの	
その他のもの		その他のもの	
五千平方メートル 以上一万平方メー トル未満のもの	七七〇、〇〇〇円	五千平方メートル 以上一万平方メー トル未満のもの	一〇〇、〇〇〇円
一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のもの	九一〇、〇〇〇円	一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のもの	一六〇、〇〇〇円
二万五千平方メー トル以上五平方メー トル未満のもの	一、〇四〇、〇〇〇円	二万五千平方メー トル以上五平方メー トル未満のもの	二五〇、〇〇〇円
五万平方メートル 以上のもの	一、二九〇、〇〇〇円	五万平方メートル 以上のもの	一、二九〇、〇〇〇円
三百平方メートル 未満のもの	一〇、〇〇〇円	三百平方メートル 未満のもの	二〇、〇〇〇円
三百平方メートル 以上二平方メー トル未満のもの	三〇、〇〇〇円	三百平方メートル 以上二平方メー トル未満のもの	三〇、〇〇〇円
二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のもの	六〇、〇〇〇円	二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のもの	六〇、〇〇〇円

										その他のもの			
五万平方メートル以上のもの	三、八〇、〇〇〇円	三百平方メートル未満のもの	九〇、〇〇〇円	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二四〇、〇〇〇円	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六七〇、〇〇〇円	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一、一七〇、〇〇〇円	五万平方メートル以上のもの	二、一五〇、〇〇〇円

備考

一 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）の場合の手数料は、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして一の項の認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ下欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして二の項又は三の項の認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ下欄に定める金額を加算して得た額とする。

二 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者をいう。

イ 非住宅建築物又は複合建築物に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ロにおいて同じ。）（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関

三 この表において「モデル建物法」とは、法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

四 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第二条第二項中「に規定する審査（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）」を「（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査」に改め、「準用する法第五十四条第二項に規定する審査」の下に「（評価方法の変更を含むものを除く。）」を加え、「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五十四条第二項に規定する」を「第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する」に改め、「規定による申出」の下に「（評価方法の変更を含むものを除く。）」を加え、「ほか」を「ほか、」に改め、同条第四項中「規定により変

更の認定を申請」を「規定による変更の認定の申請（評価方法の変更を含むものを除く。）を」に改め、同条第五項中「の規定による認定（法第五十条第二項の規定により準用する場合を含む。）を」（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定」に、「千八百円」を「二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づき経済産業大臣等が定める基準の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務の手数料を改定するため、本条例を改正するものである。